

高等教育の無償化について

平成 30 年 1 月 21 日

文部科学省

高等教育無償化に係る国・地方の費用負担の基本的な考え方（案）

※ 高等教育無償化の財源は、消費税率引上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用

○ 高等教育の無償化の具体的な内容

- ・ 対象者：低所得世帯の学生（住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生）
- ・ 対象校：大学・短大・高等専門学校・専門学校
（ただし、複数の外部理事の任命、厳格な成績管理の実施などの機関要件を満たす学校とする。）
- ・ 実施時期：2020年4月

○ 高等教育の無償化に係る費用負担の基本的な考え方

① 給付型奨学金の支給（学生個人への支給）

- ・ 国が全額を負担し、(独)日本学生支援機構が学生に直接支給。

② 授業料・入学金の減免（学校が実施する減免に対する機関補助）

設置者の区分・学校の種類		授業料等の減免費用の負担者・割合	
国立	大学・短大・高専・専門学校	国（設置者）	全額
私立	大学・短大・高専	国（所轄庁）	全額
公立	大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村 （設置者）	全額
私立	専門学校	国及び都道府県(所轄庁)	国1/2、都道府県1/2

- ・ 国公立大学等は、設置者が全額負担し、各学校に交付。
- ・ 私立大学・短大・高専は、所轄庁である国が全額負担し、各学校に交付。
- ・ 私立専門学校は、所轄庁である都道府県が各学校に交付。その際、都道府県からの要請を踏まえ、国が今回の無償化を推進することに鑑み、国としても応分の費用を負担する観点から、国・都道府県で折半。